

## お客様へのお知らせ

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」（平成十二年法律第二百一号）に基づき、保険商品の販売等に関する方針を次のとおり定めましたので、お知らせいたします。

### 〈勧誘方針〉

#### ■保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- ・保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。
- ・保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実に行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
- 未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

#### ■お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

- ・ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。
- ・ご高齢者に対する販売等にあたっては、必要に応じてご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。
- ・変額保険等の投資性商品の勧誘にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

#### ■お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。
- ・保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
- ・お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客様の健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
- ・販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

#### ■お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- ・お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
- ・保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適正・丁寧に対応するよう努めます。

- ・勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧説ルール整備や研修体制の充実等に努めます。
- ・お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の【お問い合わせ窓口】までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】相原興業株式会社

【電話番号】0465-34-8322（受付時間 月～金 8:30～17:30）除く土日祝日 12/31～1/3

## 保険商品のご案内にあたって

相原興業 株式会社（本社・SS部）

この度は弊社に保険商品ご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

弊社は多様な分野の保険商品の取り扱いを可能とし、また優位性ある新商品をいち早く取り入れることを可能とするため、複数の損害保険会社および生命保険会社と代理店契約を締結しております。

お客様には、その中から「当店は・損保ジャパン日本興亜株式会社の商品を主に取り扱う経営方針」により予め特定の保険会社を選定し、当該保険会社の商品をおすすめすることとしております。

ご加入にあたっては下記「特定の保険会社を推奨する理由」を必ずご確認のうえ、ご加入をご判断いただきますようお願いします。

### 1. 弊社の取扱保険会社

弊社は以下の損害保険会社、生命保険会社と代理店契約を締結しております。

損害保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
生命保険会社	アフラック 東京海上日動あんしん生命株式会社 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命株式会社

### 2. 特定の保険会社を推奨する理由

以下の理由を総合的に勘案して保険会社を選定しています。

「当店は、上記1.のとおり損害保険会社4社を取り扱っていますが、長年に亘る取引があり、相互信頼関係が構築されているため、顧客対応が迅速であること、またお客様に万が一事故が発生した際、スムーズな対応ができることから損害保険ジャパン日本興亜の商品の1社の保険商品を推奨いたします。

### 3. 推奨保険会社

損害保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
生命保険会社	アフラック 東京海上日動あんしん生命株式会社 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命株式会社

### 4. 特定の保険会社、保険商品をご希望の場合

特に保険会社、保険商品のご希望がある場合は、弊社取扱者にその旨お申し付けください。

弊社取扱商品の範囲内で、ご意向に沿った保険会社、保険商品をご提案いたします。

また、既にご加入の契約の更新をご希望の場合には、原則として同一商品をご提案いたします。

以 上